

# 韓国における「多文化教育」支援に関する一考察

## 一 多文化予備学校の実践を中心に 一

小川 佳万・姜 姫銀\*

(2016年12月22日受理)

### The Support of 'Multicultural Education' in South Korea: The Practice of Multicultural Preparatory Schools

Yoshikazu OGAWA and Heeun KANG

This paper discusses the realities and possibilities of multicultural preparatory schools in South Korea, dealing with some policies of Kyong-gee Provincial Education Office. They are in the outside of the official education system in Korean context, but, funded by the public bureau, play critical roles to adjust children of multi-cultural families, which are growing in recent years, to the formal education system. Visiting a junior high school, as a case study, practicing the multicultural education, it analyzes how the school faces the challenges through the interview to responsible teachers and classroom participation. The findings are three below.

First, the preparatory school simplifies the admission procedure for recruiting more students and focuses on Korean language classes on curriculum to connect the children more smoothly with the Korean public education system at the earlier stage. Next, despite of the government suggestion, customizing and individualizing education method is not always true in the current situations due to the budget insufficiency. Third, general schools rarely offer multicultural education programs although the bureau emphasizes that many other Korean students are required to recognize the state of multicultural society in current Korea.

Key words : multicultural education, preparatory school, Adjustment, South Korea

### はじめに

グローバル化の急速な進展は、政治や経済、社会、文化等あらゆる領域においてボーダーレスな活動や相互依存を浮き彫りにしている。特に国家・地域間の人的資源の活発な交流は多文化社会の拡大に拍車をかけ、各国政府はその対応に本格的に迫られている。

韓国では、1980年代末から所得水準の向上や産業構造の転換等によって外国から労働者を受け入れるようになった。さらに、グローバル化の潮流の下、1990年代には国内市場と労働市場の開放が進められ、外国人労働者はその数と滞在期間とも

増加の一途を辿ることとなった。また、少子高齢化の拡大や低賃金の単純労働者の減少、3K職種に対する韓国内の忌避現象が重なり、外国人労働者や結婚移民者、脱北者に対する関心が高まった<sup>1</sup>。韓国行政安全部によると、労働力不足を補うための外国人労働者の受け入れと、農村男性の結婚奨励運動による国際結婚の増加の結果、韓国は1990年代から徐々に多人種・多民族国家に変貌を遂げてきた。この流れはその後も漸進的に拡大し、韓国内の結婚総数に占める国際結婚の比率は1990年の1.2%から2007年には11.1%へと上昇し、「多文化家庭」<sup>2</sup>の急速な拡大を生んだ<sup>3</sup>。

このような多文化社会への移行は、多様な文化

\* 広島大学大学院教育学研究科博士課程前期

や人種、民族、言語等に対する教育の必要性を政府に提起させた。そして、多様な社会的、文化的背景をもつ人々に平等な教育の機会を提供するために、教育課程の中で多様性を認め、社会的な偏見と固定観念に対処できる能力を育てる多文化教育が推進されるようになった<sup>4</sup>。それは、国際結婚家庭の子どもまたは移住労働者の子どもを主な対象にし、彼らに対する理解及び主流社会への適応教育に焦点があてられたが、依然として多くの子どもたちが学校教育の外側に放置されている<sup>5</sup>。法律上では、外国人労働者の子どもは差別されることなく学校教育を受けることが保障されているが、現状では学校教育へのアクセスが制限されているのである。

このような現状を踏まえ、韓国政府は 2000 年代半ばから多文化家庭に対する政策を打ち出した。現政権も、多文化教育を通して教育機会の平等を実現し、多文化人材の育成を目指す「2016 年多文化教育支援計画」を公表し、関連の諸施策を講じている。各地方政府においても同計画をもとに多文化教育関連の多様な取り組みが進められている。

本稿では、学校教育から排除されがちな多文化家庭の生徒が公教育を受ける機会を保証し、さらに学校生活に適応するよう支援する「多文化予備学校（以下、「予備学校」）」<sup>6</sup>の取り組みに着目し、地方における試みとして京畿道教育庁（以下、「教育庁」）の政策を考察する。また、同制度を運営する京畿道所在の P 中学校を訪問し授業参観や担当教員との面談等を通して把握した現状についても分析を行い、その課題と示唆を明らかにする。

## 1. 多文化教育の主要政策：政府の取り組み

### (1) 背景

2015 年現在、初・中等教育学校における多文化家庭の児童・生徒は約 8 万 2,000 人で国内の児童・生徒の 1.35% を占めており、初等教育段階では初めて 2% を上回った。親の国籍は、中国が 33.9%（うち中国朝鮮族 13.1%）で最も多く、次にベトナムが 20.9%、日本が 15.9%、フィリピンが 13.5% で、ほとんどが東アジアである。また 6 歳未満の就学前児童が約 12 万人で、今後、学齢期の子どもの顕著な増加が予測できる<sup>7</sup>。

そこで、韓国政府は、多文化家庭の児童・生徒の特性を考慮した「多文化教育」の支援を通して、教育機会の平等及び多文化社会の人材育成を目指

した。その法的根拠としては「教育基本法第 4 条」（教育の機会均等）や「多文化家族支援法第 10 条」、「初・中等教育法施行令第 19 条」、「UN 児童権利協約第 2 条」等が挙げられるが、ここでは多文化家庭の児童・生徒の教育機会に関連する法律とその改定について述べることにする。

まず韓国法務部は 2001 年に「初・中等教育法施行令」を改定し、海外から移住してきた家庭の子ども（外国籍）の初・中等学校への入学を可能にした。しかし、入学に必要な書類として、出入国事実証明書や外国人登録証明書等を要求しているために、それらを提出できない児童・生徒は入学できない状況が続いた。そこで 2003 年、教育部は当該地域での居住事実が証明できれば入学を許可する措置をとり、2010 年には同法第 19 条「帰国子女及び多文化家庭の児童・生徒等の入学及び転学」において、出入国や外国人登録関連の証明書が提出できない場合、居住事実の確認書類として住居の賃貸契約書や居住事実に対する隣友保証書<sup>8</sup>等で代替できることを明文化した。

これは、書類不備により入学できない多文化家庭の児童・生徒が公教育を受けるために法的規制が緩和されたことを意味する。しかし、彼らが直面する困難な状況を完全に解消するものではなく、教育の機会が閉ざされたままの状態が続いている。

### (2) 多文化教育政策の推進

政府は多文化家庭の児童・生徒のためのカスタマイズ型教育及び多文化理解教育の持続的な拡大を目標に、2016 年の 3 月「2016 年多文化教育支援計画」を発表した。その推進方向は 3 つにまとめられる。それは、1) カスタマイズ型教育を通して公教育への接続・適応を支援すること、2) 多文化社会をより受容しやすくするために多文化理解教育を拡大すること、3) 効率的な支援のために部署間の協力や地域内の連携を強化すること、である。

詳述すると、1) については、多文化家庭の幼児を対象に言語及び基礎学習を支援する「多文化幼稚園」<sup>9</sup>の運営拡大、中途入国や外国人生徒等に韓国語と韓国文化の教育を提供する「予備学校」の拡大が挙げられる。また、学校生活への適応と基礎学力向上のための大学生によるメンタリング支援<sup>10</sup>、教科に関連した補助教材の開発、個人の才能にあった能力の開発、進路・進学教育の実施も含まれる。2) においては、全ての児童・生徒の多文化受容度と理解度を高めるための「多文化

重点学校」<sup>11</sup>の運営を拡大し、幼・初・中・高等学校の教員に多文化家庭の児童・生徒の指導に関連する教育力の強化をはかる研修を行う。また、多文化教育に対する情報（教育機関や支援事業、教育資料等）を共有する「多文化教育コンテンツ」運営を計画している。3) は、多文化教育の支援に関わる中央部署間の緊密な協力関係を構築し、地域の多文化教育支援センターを拡大して地域の特性に配慮した多文化教育政策の推進を進めるとしている。

同政策は、今後、学齢期の多文化児童・生徒が大幅に増加することを見据えて幼児期の早期教育段階から多文化理解教育を拡大し、また公教育を受ける機会を保証し、彼らの能力開発と進路・進学に配慮する等、従来以上に積極的な取り組みが含まれる。その具体的な内容は多岐にわたるが、次節では京畿道における「予備学校」の取り組みを中心にその実態を把握することにした。

ところで、[表 1]で示されるように、韓国における多文化家族の過半数を占めるのは、韓国人男性と外国人女性を両親にもつ韓国生まれの児童・生徒である。1990年代以降、韓国社会の男女比率の不均衡を背景に急増してきている。そのため、近年多様な国籍の母親をもつ子どもたちへの関心も高く、彼らを取り巻く教育問題として、言語問題や学校不適応、学習不振、進路問題等が指摘されている<sup>12</sup>。

次に、外国で生まれ中途入国する児童・生徒については、入国時期を幼少期と青少年期に分けられる<sup>13</sup>。ところが、現在、中途入国の児童・生徒に対する実態把握は不十分で、その正確な統計さえも算出されていないのが実情である。中途入国の生徒は韓国で生まれ育った多文化家庭の児童・生徒とは異なり、韓国に関する情報と韓国語学習等事前準備の経験がほとんどなく、心理・情緒的な不安から学校への入学を諦めることもある。入学しても韓国語が理解できず、学校側は韓国語教育課程等が十分でないため、年齢に対応した学年で教育を受けることは困難な現状である<sup>14</sup>。

さらに、外国人労働者の家族単位の移住や、外国人同士が韓国内で結婚する事例も漸増しており、その子どもの数も増加傾向にある。しかし、彼らの場合、滞在資格等の問題により未就学児童が多く、在学しても言語能力の遅れによる学習不振や学校不適応、対人関係、アイデンティティの混乱等による心理的な不安が問題となっている<sup>15</sup>。

このように、韓国社会の多文化家庭の生徒は、各々が置かれた現状に差はあるものの、学校教育を受けるための事前準備が不十分で、その多くが公教育の外側に放置されていると言える。彼らが教育を受ける基本的権利を享有し、立ち遅れることなく社会の一員として活躍するためには、諸状況に配慮した教育支援や体系的な教育の取り組みが求められる。

[表 1] 多文化家庭別生徒の特徴

政策対象		一般的な特徴			
		在学状況	使用言語	心理的特徴	入学での希望事項
国際結婚 家庭の 生徒	国内 出生の 生徒	生まれながら韓国籍を取得し、一般学生同様に入学	一般生徒同様に韓国語及び外国語能力が多様	一部の生徒はいじめなど学校生活に困難をきたす	円満な交友関係、水準別韓国語教育、上級学校への進学
	中途 入国の 生徒	10代に入国するケースが最も多く、在学率が低い(57%)	外国生まれで、韓国語は未熟だが、外国語能力は高い	入国後、学校生活や韓国文化に再適応することに困難をきたす	円満な交友関係、韓国社会への適応、基礎韓国語、早期就職
外国人家庭の生徒		未就学の生徒が多数	中途入国の生徒と類似した特徴をもつ	中途入国の生徒と類似した特徴をもつ	円満な交友関係、韓国社会への適応、基礎韓国語、安定的な教育機会の保障

(出所) 京畿道教育庁 (2014) <sup>16</sup>

### (3) 「多文化予備学校」の運営

教育庁は、2016年4月現在、小学校3校と中学校26校で予備学校を運営しており、120人が在学中である。同教育庁は「予備学校」について、学籍が不明確か、または韓国語能力の欠如等の理由で編入学が困難な多文化の生徒を対象に、公教育を受ける前に韓国語及び学校適応教育を実施する学校であると定義する。教育課程では、編入学に必要な書類が不足する児童・生徒が同教育庁の「多文化学生学力審議委員会（以下、「審議委員会」）」に学力審議を申請できるように、その認定の資格条件を取得するための韓国語教育課程（Korean as Second Language : KSL）等を提供する。

同制度を運営するためには、公募申請をして採択される必要があるが、教育課程の細部は教育庁指針の範囲内で学校が自律的に編成できる。また予備学校の運営に当たっては「多文化予備学校運営委員会（以下「委員会」）」を設置することが求められる。委員会は学校長と教頭、予備学校担当教員で構成される。その役割は予備学校に入学する生徒の選定及び退校の可否を決定し、韓国語能力が向上した生徒を学力審議委員会に申請するほか、教育課程の編成・運営の審議等予備学校の運営全般にわたる事項を審議する。

京畿道における予備学校の入学対象は、先述の多文化家庭の生徒であり、居住地が道内であることが条件付けられる。募集は学校毎にその期間を定め、教育庁や学校、関連機関のホームページに告示する。入学手続きには入学志願書と生年月日が確認できる資料のほか、居住地が確認できる資料として、入出国や居住に関する証明書類が必要となる。学校長はこれらの書類を検討し面談を経て入学を決定する。

予備学校は、韓国語教育課程を中心に韓国文化体験等の教育プログラムを運営することができる。学級編成は、15人以内の無学年制の1学級とするが、生徒数は構成員の特性等に配慮し弾力的に定めることができる。

授業では生徒の韓国語能力の向上及び生活適応のために個人差を考慮した個別指導を実施し、授業時数は1日3時間以内（週15時間以内）で運営される。また学力審議の申請ができるよう、必須履修課程としてKSLが週10時間以上運営され、生徒別履修時間の合計は240時間以上になる。KSLは「初級1」と「初級2」の2段階で設定され、それをもとに「生活韓国語」と「教科韓国語」

で編成し、生徒の能力に応じて授業時数と教科内容を再構成することもできる。さらに、生徒の学力は「韓国語教育課程基準」をもとに単元別に上・中・下の3段階で月1回評価を行い、所定の課程が修了すれば修了証が授与される。その他、多様な韓国文化体験学習及び教科学習支援プログラムの運営も週5時間以内で運営することができる。なお、この全ての教育課程は無償で提供される。

予備学校に入校して83日（240時間）以上のKSLを履修し評価基準の60%以上を取得した生徒は、予備学校長の承認を得て道教育庁に多文化生徒学力審議（以下、「学力審議」）を申請することができる。審議委員会は多文化家庭の生徒の学習権保障を目的とし、初・中等学校の卒業学力は審議せず、編入学の勧告事項を審議する。生徒の所属校が提出する書類<sup>17</sup>に基づき、生徒の年齢を考慮して審議を行い、学力認定の可否を判断する。その結果は所属学校に報告され、学力が認定された生徒は所属校で編入学の手続きを進め、そうでない生徒には、追加学習プログラムを案内する。

## 2. 京畿道における多文化予備学校の実践：P中学校の事例を中心に

以下では、京畿道のP中学校における予備学校の事例を、同校での授業参観及び担当教員への聞き取り調査から得られた内容に基づいて述べる。

### (1) P中学校「多文化予備学校」の運営

同校は、2015年4月以来、京畿道型多文化予備学校を運営している。その目的と対象は、教育庁が定める指針のもと、学籍が不明確な多文化家庭の生徒の公教育への接続をはかることで、中等教育段階の学齢期の多文化家庭の生徒や第3国出生の脱北住民家庭の生徒、中途入国の多文化家庭の生徒等を対象にする。

2016年11月現在在籍の生徒は2クラスの15名である。開校以来の生徒45人の家庭状況を見ると、中国人が37人（うち中国朝鮮族17人）で両親がともに中国人のケースが最も多く、次に第3国出生の脱北者家庭と中途入国家庭の生徒で構成され、年齢も様々である。担当教員によれば、現在の在籍者以外に更なる需要が見込まれるが、その多くに学籍がなく、家庭の事情から放置されているために彼らを見つけ出すことは容易でない。氏は、需要があれば全員を受け入れ、学級数を状況に応じて増設することも可能だと付け加えた。



運営体制は、教頭が運営を総括し、韓国語講師 2 名を臨時採用して初級と中級クラスに分けている。韓国語講師は各クラスの担任教員も兼任しており、週 14 時間以内<sup>18</sup>で勤務する。なお、韓国語講師になるためには、大学学部レベル以上で「外国人を対象にする韓国語教育課程」を履修することが条件とされる(韓国語教員資格 3 級に該当)。その他、予備学校の運営校は補助教員として、多文化言語講師(二重原語講師、補助講師)<sup>19</sup>を採用することも可能となっている。

このような予備学校の運営に関わる財政支援は、年間 3,000 万ウォン(約 300 万円)の多文化学校運営費が支給されるが、その他の補助はほとんどない。同校では予算の大半を人件費に充て、残りは給食費、教材・機材購入費に使われている。

同校では、表 1 のように KSL が 1 日 3 時間(但し、45 分間を 1 時間の授業とみなす)の週 5 回「標準韓国語 1, 2」の授業が行われ、文化授業課程は韓国文化体験活動や体育活動、アイデンティティ活動で編成される。実際、教育課程の大半が韓国語教育に充てられており、文化授業を行うのは月 1 回程度だという。

このように、教育課程では KSL に重点が置かれ、使用場面によって「生活韓国語」と「学校韓国語」に分類される。両者ともに言語の 4 技能の円滑な発達を図るもので、韓国語に対する基本的な知識を理解し、日常生活に必要なコミュニケーション能力を涵養するとともに、学校の授業に能動的に参加できるよう韓国語能力の向上が目指される。また韓国社会と文化への対応のために、相互文化の理解及び疎通能力を成長させ、韓国社会の一員として肯定的な態度とアイデンティティを育むことをねらいとしている<sup>20</sup>。

[表 2] P 中学校の多文化予備学校時間割

時間	月	火	水	木	金
1 限目 (09:30~10:15)	韓国語				
2 限目 (10:25~11:10)	韓国語				
3 限目 (11:20~12:05)	韓国語			文化授業	
相談及び整理活動 (12:05~12:20)					

(出所) P 中学校「備学校運営現況」(内部資料)

この教育課程は約半年間での修了が目安である。KSL の授業では随時評価を実施し、担任教員はその結果や出席状況等をオンライン上で教育庁に提出する。それをもとに、学力審議会は、審議の条件を満たす生徒がいる場合、月 1 回審議を行う。審議で学力が認定されれば、年齢と水準に合う学年に編入学し、その後も早期適応プログラム等の継続的な支援を受けることができる。

一方、同制度に適応し切れず中途退学する生徒もいるが、彼らへの対応はかなり限定的である。その背景には、それが正規の教育制度でないこと、生徒の不安定な家庭環境等が影響している。

## (2) 成果及び課題

予備学校は、多文化家庭の生徒に対応した教育を提供することで、学校及び韓国社会への適応を支援する取り組みである。P 中学校は表 2 のとおり入校者 45 名のうち 24 人が公立学校へ編入学、またはその予定であり、現在も 15 人が在学している。このように、多文化家庭の生徒が公教育を受けられるよう支援することが、同制度の最も評価できる成果であると考えられる。

[表 3] P 中学校の多文化予備学校運営結果

総入校者数	45 (人)
学力審議の認定者数	20
公立学校への編入学者数	15
編入学待機者数	5
課程満了前の編入学者数	4
退校者数	6
現在の在学学生	15

(出所) P 中学校「備学校運営現況」(内部資料)

一方、その課題については、対象生徒の実態把握が困難で、現状としてそれが不十分であることが挙げられる。今後、関連諸機関の緊密な連携によってその改善が求められる。また、編入学後の学習不振や学校不適應等による逸脱も指摘され、持続的な支援も必要である。特に中途入国の生徒に対しては、その特殊性を考慮してアイデンティティの涵養や心理・経済的支援が要請される。最後に、制度運営に関して、個々の生徒に応じた教育を行うための人材確保、財政補助等教育環境の再検討及び支援の拡大が必要と考えられる。

## おわりに

本稿では、韓国における「多文化教育」支援の取り組みの一つとして「多文化予備学校」を取り上げ、中央政府の政策と地方政府として京畿道の教育庁、またその実践としてP中学校の事例を整理し考察した。

まず、京畿道型予備学校は、入校手続きを簡素化し、韓国語活用能力を中心とした教育課程を運営していることが確認できた。また、こうした言語教育を通じた韓国社会への適応も期待されている。

次に、「多文化」という用語と関連して、運営指針上では多様な文化的背景をもつ生徒たちへの配慮とともに、一般生徒への多文化理解教育の拡大が必要と唱えながらも、実際は、前者の適応教育に偏重した教育供給者中心の取り組みになっている。同制度が目指す「多文化」教育のためには、多文化家庭と一般の生徒両者にとってより実際の

な現状を反映した教育内容と方法が必要と考えられる。

最後に、教育方法について、韓国政府と京畿道教育庁の指針上は個別対応を強調するが、現状は必ずしもそうでないよう見受けられる。P中学校の場合、韓国語能力を中心に2つのクラスに分けていたが、国籍や母語、年齢、教育レベル等多く相違な要素をもつ生徒を十分に配慮した環境とは言い難い。その背景に財政支援や環境整備等の限界があるなら、それを乗り越えるため、多文化家庭と共存する社会成員に協力を求める等様々な提案を検討することもできるであろう。

グローバル化を背景にした人的交流の増加や多文化社会への拡大等が見込まれる中、真の意味で多文化社会を構築するためにいかなる努力が必要か、社会を構成する人々の振り返りと配慮が求められているのである。

- 1 カン・フィウォン「韓国の多文化社会形成と地方政府」『韓国行政学会・2007年度春季共同学術大会発表論文集』韓国行政学会、2007年、50頁。(韓国語)
- 2 「多文化家族」とは、結婚移民者または帰化が許可された者と韓国籍をもつ者で構成される家族を意味し、法律及び政策文書等では「家族」と「家庭」が併用されている。本稿では、法律と政策文書は原語の直訳のまま表記するが、特別な断りがない限り「多文化家庭」と表記し、その子どものこと(原語: 다문화학생)を「多文化家庭の児童・生徒」と表記する。
- 3 行政自治部「2015地方自治団体外国人住民現況」<[http://www.moi.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR\\_000000000014&nttId=46327](http://www.moi.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000014&nttId=46327)> (2016年12月1日アクセス)。
- 4 ソ・ジョンナム「多文化教育の必要性及び多文化家庭教育の支援方案」『教育研究情報』54号、2008年、6-27頁。(韓国語)
- 5 チェ・チュンオク他「多文化教師研修プログラムの事例分析」『市民教育研究』第42巻第4号、2010年、31-53頁。(韓国語)
- 6 「予備学校」とは、韓国語の駆使が不自由な中途入国、外国人学生の学校生活の適応を支援するために、予備学校の特別学級では韓国語と韓国文化を集中教育し、芸術・体育等の統合教育が可能な教科は一般学級にお

いて教育を行う。

- 7 行政自治部、前掲書。
- 8 友達、親戚、隣人等身近な関係にある人が特定事実について証明する文書。
- 9 多文化家庭の幼児のためのカスタマイズ型教育(言語教育)を支援し、すべての幼児(一般・多文化家庭の幼児)の多文化に対する認識を深めるための多文化教育プログラムを運営する。
- 10 多文化生徒が在学する学校に大学生が訪問し、教科や遊び、芸術・体育学習の指導、進路及び悩み、学習方法等相談する1:1のメンタリングシステム。
- 11 一般学校のうち、多文化家庭の児童・生徒たちが多数在学している学校を多文化重点学校に指定し、全校生を対象に多文化認識を高める等、多文化をより身近に感じるよう教育プログラムを企画して運営する。
- 12 京畿道教育庁、同上、21-23頁。
- 13 教育科学技術部『多文化家庭学生の現況』2012年。(韓国語)
- 14 京畿道教育庁、前掲書、23-27頁。
- 15 京畿道教育庁、同上、27-28頁。
- 16 京畿道教育庁『多文化拠点学校及び予備学校運営モデルの開発』(報告書)、2014年、20頁。(韓国語)
- 17 学力審議のために、学力認証申請書や出席状況記録簿、韓国語教育課程評価記録簿、住民登録簿またはパス

ポートのコピー各1部を提出する。

<sup>18</sup> 韓国語講師には、13時間をベースにした韓国語の授業の外、成績処理や各種の教務処理、相談等も任される。週3～4日の勤務で、韓国文化や体育、相談等は共同クラス活動として行われる。

<sup>19</sup> 特定の教育課程を履修した者で、韓国語と支援言語が自由に駆使できる者のリストを道教育庁がまとめ、予備学校等に提供する。

<sup>20</sup> P中学校「備学校運営現況」(内部資料), 2016年。(韓国語)

## 謝 辞

本研究はJSPS科研費16K13576の助成を受けたものである。